

龍ヶ崎市告示第107号

龍ヶ崎市若者世代恋活・婚活マッチングアプリ利用支援事業実施要綱を次のように定める。

令和7年5月23日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市若者世代恋活・婚活マッチングアプリ利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、未婚男女の出会いのきっかけづくりを支援し、少子化の一因である若者世代の未婚化及び晩婚化への対応を図るため、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（令和5年4月1日こども家庭庁長官決定）に基づく地域少子化対策重点推進交付金を活用することができる民間事業者（以下「民間事業者」という。）が管理及び運営するマッチングアプリのサービスの利用を支援する龍ヶ崎市若者世代恋活・婚活マッチングアプリ利用支援事業を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 独身 戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく婚姻の届出を行っていない者又は婚姻と同様の事情になっていないと市長が認める者をいう。
- (2) 在住 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき龍ヶ崎市（以下「市」という。）に住民登録を行っており、かつ、当該住民登録を行っている住所を生活の本拠としていることをいう。
- (3) マッチングアプリ 民間事業者が管理及び運営をするマッチングアプリのうち、特定非営利活動法人結婚相手紹介サービス業認証機構が定めたインターネット型結婚相手紹介サービス業認証制度運用規程に基づく認証を受けているものをいう。
- (4) Web申込みシステム インターネットを利用してオンラインで申請を受け付ける仕組みをいう。

(対象者)

第3条 この要綱に基づく支援（以下「支援」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 第5条の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）において、独身である者
- (2) 申請日が属する年度の4月1日時点において、対象者の年齢が20歳以上34歳以下である者
- (3) 申請日において、在住をしている者
- (4) 対象者が異性との交際又は結婚の意思がある者
- (5) 申請日において、対象者が市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料を滞納していない

者。

(6) 対象者が暴力団等の反社会的勢力の構成員でない者又は反社会的勢力と関係を有するものでない者

(7) 外国人にあっては、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する者
(支援の内容)

第4条 支援の内容は、マッチングアプリの利用を支援するクーポンコード（以下「個別コード」という。）の配布等を行うものとする。

2 支援は、対象者1人当たり3回を上限とする。

(支援の申請)

第5条 支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、Web申込みシステムにより次に掲げる事項を入力して市長に申請するとともに、本人確認書類（写真付き身分証明書その他の本人確認ができる書類）の写しを提出しなければならない。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 生年月日

(4) 電話番号

(5) メールアドレス

(6) その他必要な事項

(支援の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査の上、支援の可否を決定し、支援をすると決定したときは、申請者にその旨を電子メールにより通知し、及び個別コードの配布等をするものとする。

(支援の決定の取消し)

第7条 市長は、前条の規定により支援をすることを決定した者（以下「支援決定者」という。）が虚偽又は不正な申請により支援の決定を受けたと認められるときは、支援の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支援の決定を取り消した場合は、電子メールにより、その旨を支援決定者に通知するものとする。

(個別コードの返還等)

第8条 市長は、前条第1項の規定により支援の決定を取り消した場合において、既に個別コードの配布等がされているときは、期間を定め、支援決定者に個別コードの返還又は当該個別コードの利用に相当する額（以下「個別コード相当額」という。）の支払いを命ずるものとする。

2 前項の規定により個別コードの返還又は個別コード相当額の支払いを命じられた支援決定者は、直ちに当該個別コードを返還し、又は当該個別コード相当額を支払わなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。